

議案第四十号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和四十五年三
朝町条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表報酬の額欄中「三八〇〇〇円」を「三〇〇〇〇円」に、
「四七〇〇〇円」を「六〇〇〇〇円」に、
「三九〇〇〇円」を「四五〇〇〇円」に、「一〇〇〇〇円」を「一二〇〇〇円」に改める。
「一〇〇〇〇円」を「三三〇〇〇円」に

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。